

別記様式第5号（第4関係）

5岩美協議会第4号
令和5年 8月22日

鳥取県知事 様

所在地 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675-1
団体名 岩美町鳥獣被害防止対策協議会
代表者 会長 長 戸 清
(公 印 省 略)

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価（令和4年度）の報告について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1の第6の1の（1）及び別記5の第6の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	岩美町全域
実施期間	令和元年度～令和4年度

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

令和元年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果

令和2年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵の設置	シカ	電気柵 L=4,338m	岩美町鳥獣被害防止対策協議会	R2.9～	3地区に設置し、設置地区において被害が軽減された。

令和3年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵の設置	シカ	ワイヤーメッシュ柵 L=750m	岩美町鳥獣被害防止対策協議会	R4.1～	2地区に設置し、設置地区において被害が軽減された。
	イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 L=680m		R4.3～	
重点捕獲対策強化	シカ イノシシ	電気止め刺し 2基		R4.3～	電気止め刺しを捕獲者に貸与することにより、捕獲鳥獣の止め刺しの労務が軽減された。

令和4年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
侵入防止柵 の設置	シカ	ワイヤーメ ッシュ柵 L=3,241m 電気柵 L=7,119m	岩美町鳥獣 被害防止対 策協議会	R5.3～	5地区に設置し、設 置地区において被 害が軽減された。
	イノシシ	ワイヤーメ ッシュ柵 L=1,100m		R5.3～	

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の 実績値(A)	目標値 (B)	目標年(年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備 考
イノシシ (水稲、野菜類)	362 a	181 a	350 a	6.6	
	3,978 千円	1,989 千円	3,854 千円	6.2	
シカ (麦、水稲)	32 a	16 a	55 a	-143.8	
	354 千円	177 千円	605 千円	-141.8	

4 総合評価

<p>被害防止計画の目標に対する実績値については、全体的に達成できていない状況にある。</p> <p>侵入防止柵が設置されていない地域においては、イノシシ及びシカによる食害が引き続き発生しており、侵入防止柵を設置した地域においては、被害は確実に軽減されていると思われるが、イノシシ対策のみでシカ対策がなされていない地域においてシカの食害が発生している。また、侵入防止柵付近に設置している捕獲檻等による捕獲が進んでいない地区もみられる。</p> <p>シカの捕獲については、有害捕獲で、令和元年度には546頭、令和2年度には769頭、令和3年度には1,027頭、令和4年度には1,378頭捕獲し年々増加傾向にあるが、個体数の増加速度に対してその対応が追いついていないのが実情である。</p> <p>今後も継続して、イノシシ、シカ対策用の侵入防止柵の設置、また、個体数を減らすため、捕獲檻等の設置場所の再検討や増設、捕獲従事者の確保対策、捕獲奨励金の交付などにより更なる捕獲頭数の増加を行う必要がある。</p>

5 第三者の意見

有害鳥獣の侵入防止の取り組みとして侵入防止柵の設置、個体数を減らす取り組みとして緊急捕獲を適宜実施していると思われるが、それらの対策を行っても個体数の著しい増加に対応できていないものと推測され、依然として農作物の被害面積、被害額は減らない状況にある。

有害鳥獣対策としては、侵入防止と個体数を減らす取り組みが重要であり、かつ、有効であると考えられるため、今後も交付金事業及び単県、単町事業も併用し、継続して実施していく必要がある。

岩美町農業委員会 会長 山本 淳

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。(別紙)